

令和 5年 5月18日

有料老人ホーム設置者各位

旭川市福祉保険部指導監査課長

有料老人ホーム等における入居者の医療・介護サービス等の利用について

日頃より、本市の高齢者福祉行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年5月8日付けで新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが2類から5類に変更となったところではありますが、標記の件につきましては、当該変更前から、新型コロナウイルス感染の懸念を理由に、禁止する又は控えさせることは不適切であるとして繰り返し周知してきたところです。

しかしながら、市内の有料老人ホームにおいて、未だに制限が行われている状況が散見されるとの情報提供を受けているところです。

入居者が必要とする医療・介護サービスを利用することは、入居者の健康管理上大変重要なことであることから、くれぐれも利用を制限されないよう改めてお願いいたします。

なお、特段の理由がなく施設都合により立入を制限した場合は、旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針の規定に違反することから、指導対象となることを申し添えます。

(制限の例)

- ・入居者が体調不良を訴え通院を希望したが、施設都合により通院させなかった。
- ・居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、モニタリングのため入居者の居室を訪問することを、施設の都合で断った。(面会方法の制限を含む。)
- ・ケアプランに位置付けられた通所介護事業所に通うことを、施設の都合で制限した。

(担当)

旭川市福祉保険部指導監査課  
電話 0166-25-9849